

神勞発基0112第4号
令和4年1月12日

石綿の分析調査を行っている事業場の長
作業環境測定機関の長
石綿作業主任者技能講習機関の長
石綿含有建材調査者講習登録機関の長 殿

神奈川労働局長

「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部改正について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新たに建材中の石綿含有率の分析方法に関連する日本工業規格として、令和3年8月20日付けでJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が制定されました。

については、関係専門家の検討を踏まえ、令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部を別添のとおり改正することとしたので、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。